



高齢者の交通事故を防ごう

平成27年11月末現在における高知県内の交通事故死者28人のうち60.7%の17人が高齢者で、依然として高い割合で推移しています。

歩行者もドライバーも外出時には、安全確認とゆずり合いの心を持って行動しましょう。

歩行中の事故防止のポイント

- ま…待つ (車が来ていれば通り過ぎるまで **待つ**)
- み…見る (横断する前によく **見て** 安全確認)
- む…無理をしない (体の調子が悪いときは、**無理をしない** で外出を控える
[**無理な横断をせず**、信号機や横断歩道、街灯のある場所で横断する])
- め…目立つ (外出は反射材の使用や明るい **目立つ** 服装で!)
- も…もう一度 (道路中央で **もう一度**、左側の安全確認)

運転中の事故防止のポイント

- 通り慣れた道路でも十分安全確認をし、ハンドルを握ったら、運転に集中しましょう。また、体調のすぐれないときは運転を控えましょう。
- シートベルトは全席で正しく着用し、幼児（6歳未満）には体型に応じたチャイルドシート（幼児用・児童用など）を使用しましょう。

110番通報の適切な利用を

1 緊急の場合は110番

1月10日（日）は「110番の日」です。

110番は、事件や事故が発生した際に、県民の皆さんと警察を結ぶホットラインであり、安全で安心な日常生活に欠かすことのできないものです。

110番通報に対応するため、警察本部通信指令課では、110番通報を受理する一方で、通信指令システムや無線で、パトカーや交番所員を現場へ急行させるよう指令しています。

皆さんからの通報が、早ければ早いほど事案解決の度合いが高くなります。

2 110番のかけ方

110番をかけるときは、まず落ち着いて

「何があったのか？」

「どこであったのか？」

「いつあったのか？」

「犯人は？」

「今どうなっているのか？」

「あなたの住所・名前は？」

など、警察官の質問に冷静にお答えください。

携帯電話から110番されるときには、運転中は必ず車両を停止し、歩行中であれば立ち止まって通報してください。

なお「いたずら電話」は、重要な緊急電話の障害となりますので、絶対に止めてください。

3 警察相談電話などの利用

警察による緊急の対応を必要としない各種ご相談やお問い合わせなどは

「#9110」

や土佐警察署（☎852-0110）、いの警察庁舎（☎893-1234）をご利用ください。

◆DV電話相談のご案内◆ DVは、配偶者や恋人に対する体や心への暴力のことです。

相談先	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	こうち男女共同参画センター 「ソレ」	警察
対象者	DV被害に苦しんでいる方 (男女不問)	女性、男性	DV・ストーカーに関する相談
電話番号 相談時間など	☎833-0783 平日 9:00~22:00 土・日・祝日 9:00~20:00 (年末年始を除く。)	女性向け ☎873-9555 毎日 9:00~17:00 (※第2水曜日・祝日・年末年始を除く。) 男性向け(予約制) ☎873-9100 第1・3火曜日、第4水曜日 18:00~20:00	お近くの警察署又は 県警本部県民支援相談課 (#9110又は☎823-9110) 夜間・休日は、当直員対応 緊急の場合は、110番へ